

# 令和2年度 宮城県石巻西高等学校 部活動に係る活動方針

令和2年4月1日

## I 基本方針

本校では、部活動を通して以下のような生徒の育成を目指す。

- ①問題を解決する能力や自らを律しつつ、他人を認め協調する心を養う。
- ②友情、連帯感、思いやり、集団生活のルールを身につける。
- ③自己の存在意義や成長を確認できる場の提供により、学校を明るく活性化させ、母校・郷土愛を育み学校全体の一体感を高める。

## 2 本年度設置する部活動

### 【運動部：10種目】

- 硬式野球部（男子）
- ソフトボール部（女子）
- サッカーチーム（男子）
- バスケットボール部（男子）
- バレー部（男子・女子）
- ソフトテニス部（男子・女子）
- 卓球部（男子・女子）
- 陸上競技部（男子・女子）
- 剣道部（男子・女子）
- 弓道部（男子・女子）

### 【文化部：9団体】

- 演劇部（男女共通）
- 吹奏楽部（男女共通）
- 総合1 英語研究
- 放送
- 野外活動
- 自然科学
- 総合2 茶道
- 美術
- 文芸

## 3 適切な運営のための体制整備

- ①各部顧問が年間の活動計画（活動日・休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、管理職に提出する。
- ②年間活動計画及び月間活動計画については、生徒・保護者に公表する。
- ③できる限り、部活動顧問の複数配置によるワークシェアリングで負担軽減を図る。
- ④専門的指導者不在部活動への外部指導者の活用を積極的に図る。
- ⑤管理職による部活動視察を定期的に実施する。（月に1～2回程度）
- ⑥生徒・教員に過重負担がかかる部活動顧問と管理職との面談を実施する。
- ⑦生徒を対象とした部活動リーダー研修会を実施し、活動状況の共有を図る。

#### 4 安全で効率的・効果的な活動の推進

- ①事故の未然防止のため、定期的に施設・設備の点検を実施する。
- ②体罰等（パワハラ・セクハラ等）の根絶を徹底する。
- ③顧問が不在の場合でも、無理のない安全な練習メニューや休憩時間を提示するなど安全配慮義務を徹底し、自主的・自発的に活動できる生徒を育成する。
- ④教職員に心肺蘇生法やAED使用の研修を実施する。
- ⑤部活を実施する際には、『スポーツ事故等対応ハンドブック：石巻西高校専用』を携帯し、万が一の場合に備えて傷病者の手当を実施する。
- ⑥ケガ等が発生した場合には、迅速かつ適切に保護者や医療機関と対応し、管理職・養護教諭への報告・相談を怠らない。
- ⑦W B G T（湿球黒球温度）の値が、31°Cを超えた場合には、原則運動を伴う活動は中止とする。
- ⑧休日の活動において、気象等（暴風・大雨・洪水など）の警報発令時には、目安として、次のような措置をとる。
  - 1) 午前7時の段階で、石巻・東松島市地域に警報が発令された時には、午前の活動を中止とする。
  - 2) 午前10時現在で警報が解除になった場合は、正午より活動を可能とする。
  - 3) 午前10時現在で警報が発令中の場合は、その日の部活動は中止とする。
  - 4) 部活動中に警報が発令された場合は、生徒の安全な帰路を確認し、速やかに下校させる。

#### 5 適切な休養日等の設定

- ①休養日は、平日1日以上、週休日等1日以上の週2日以上を原則とするが、年間105日程度、うち週休日等に35日程度の休養日を設定する。
- ②定期試験1週間前及び定期試験中の部活動は原則禁止とする。ただし、県高体連・高野連・高文連主催、共催、後援の大会等に参加するためにやむを得ず活動が必要な場合には、校長が許可した場合のみ活動及び参加を認める。
- ③一日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。ただし、大会・コンクール・練習試合・遠征・合宿等は除く。
- ④平日の休養日の変更はその週の中で補い、週休日の変更はその月を含め、3ヶ月以内に補う。
- ⑤朝練習については、原則禁止とする。ただし、校長が特別な事情があると認める場合のみ限定的に朝練習を行うことができるものとする。

#### 6 参加する大会や練習試合等の見直し

- ①顧問・生徒で参加する大会等を精査し、負担軽減を図る。
- ②「シーズン期」と「シーズン期以外」の活動にメリハリをつけ、生徒のモチベーション維持に努める。

#### 7 その他

- ①外部指導者においては、優れた指導力があり、本校及び顧問の部活動活動方針に基づいた指導ができる人物を校長が委託する。また、外部指導者は、1年ごとに見直し年度初めに委嘱する。
- ②上記以外の事項については、校長が決定する。